平成２２年（フ）第３２２号
福島県伊達市梁川町字桜岳66番地　市住Ｃ―４
破産者　齋藤　利幸
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３５１号
福島市渡利字天神22番地の２　大橋アパート３号
破産者　冨永　淳志
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２８１号
福島県郡山市久留米６丁目135番地の１
破産者　佐々木正志
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第４４９号
埼玉県熊谷市桜木町１丁目81番地２
破産者　金井　隆明
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３１１８号
横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港６号棟1004号室
破産者　井上　　隆
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９１号
富山市粟島町１丁目19番26―102号　サンライズＳＡＧＡ、前住所富山市赤田704番地１ベラみなみ野Ｃ棟102号
破産者　宇津呂江美子
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６９号
愛知県高浜市八幡町６丁目１番地７エブリワン206
破産者　高田　英司
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２５９号
滋賀県栗東市御園2602番地　201号、開始決定時の住所滋賀県蒲生郡竜王町大字鏡1417番地70
破産者　徳永　英則
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第９０号
京都府京都市北区西賀茂今原町15番地レオパレス琇201、前住所滋賀県近江八幡市堀上町91番地64
破産者　三ツ矢保宏
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２６１号
京都市中京区西ノ京右馬寮町５番地の１　コスモアベニュー二条通109号
破産者　真継　智美
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６０号
京都市南区久世大藪町525番地８　サン・レスポアール815号
破産者　田邊　　明
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７７号
京都市伏見区桃山町大島４番地１　リヴィエール201号室
破産者　堀部　武志
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
福岡県飯塚市赤坂877番地14
破産者　髙野　新助
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１２５号
福岡県田川郡香春町大字柿下455番地１
破産者　政時　光吉
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第３８５号
熊本市花園５丁目27番８号
破産者　塩根　祐一
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

免責許可決定

平成２２年（フ）第１９３０号
福岡市早良区重留１丁目３番34号
破産者　高須　朝子
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８８０号
栃木県鹿沼市朝日町1944番地
破産者　永井　典子
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８８１号
栃木県宇都宮市鶴田町617番地18　パークサイドコーポ105号、前住所栃木県宇都宮市住吉町15番８号　澤瀬方
破産者　運上　健一
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８８３号
栃木県真岡市南高岡941番地
破産者　仁平みち子
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８８８号
栃木県宇都宮市東町74番地２
破産者　本田　順子
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係